公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２８６０号
東京都豊島区池袋本町２丁目36―６―105
債務者　五十嵐美枝子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２８６３号
東京都北区赤羽西６丁目38―１―305
債務者　神山　朝子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９２６号
東京都板橋区成増３丁目41―11―102
債務者　長谷川映子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９５８号
東京都江戸川区中央２丁目32―12
債務者　齋藤　昭彦
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９５９号
東京都品川区東大井２丁目27―15―203
債務者　神田かつ江
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９８１号
東京都足立区一ツ家１丁目29―８―104
債務者　岩崎　幹夫
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９８２号
東京都清瀬市松山１丁目42―２―205
債務者　田中　博美
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９８４号
東京都北区神谷１丁目30―11―201
債務者　米沼　智樹
1　決定年月日時　平成29年４月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９８５号
東京都練馬区桜台５丁目31―10―102
債務者　戸島　香織
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９９８号
東京都豊島区池袋２丁目56―１―305
債務者　村松　　豊
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第２９９９号
東京都江戸川区春江町２丁目22―８　キャメルコートＡ111
債務者　清水　信夫
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３００１号
東京都台東区清川２丁目７―12―302
債務者　岡　　昌広
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３００４号
東京都世田谷区上野毛４丁目34―８―301
債務者　高橋　友英
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３００５号
東京都板橋区小豆沢３丁目３―４―313
債務者　佐野　雄也
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３００６号
東京都世田谷区北沢３丁目23―６
債務者　久田　恭子
1　決定年月日時　平成29年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年６月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部